

令和3年9月29日

## 大牟田市における新型コロナウイルス感染症への対応について

国は緊急事態宣言を9月30日をもって解除することを決定しました。これに伴い福岡県においては、県民に対して外出時には引き続き感染防止対策の徹底を求めるとともに、飲食店に対して営業時間の短縮を要請するなど、宣言解除後も対策の緩和については段階的に行うこととしました。

本市においては、国・県の対策を踏まえ、以下の通り対応していくこととします。

なお、感染の再拡大を招くことがないように、市民及び事業者に対して、引き続き感染防止対策の徹底をお願いしてまいります。

### 1. 市主催・共催等のイベント・行事・事業等について【一部緩和】

実施にあたっては以下の感染防止対策を徹底する。

- ① 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

収容率の上限 100%以内

人数上限 5,000人

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方。

- ② 大声での歓声、声援等が想定される場合等

収容率の上限 50%以内

人数上限 5,000人

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方。

- ③ 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

人と人との間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断する。

【期間】10月1日(金)から10月30日(土)まで

### 2. 公共施設の取扱いについて【一部緩和】

原則として市外利用者の新たな施設利用の受付を中止します。

【該当施設】

地区公民館（中央、三川、吉野、勝立、三池、手鎌、駿馬）、リフレスおおむた（屋内に限る）、えるる、市民体育館、第二市民体育館、学校開放施設（屋内に限る）、武道場、サン・アビリティーズおおむた、労働福祉会館、高齢者生きがい創造センター、エコサンクセンター

※キャンセル料の取扱い

当面の間これまで同様すべての施設について、新型コロナウイルス感染防止を理由とした使用中止の申出の場合、キャンセル料は徴収しません。

【期間】 10月1日(金)から10月14日(木)まで

### 3. 学校の対応について【一部緩和】

- (1) 新型コロナウイルス感染防止対策を徹底しながら、通常の授業を行うとともに、校外における教育活動も再開する。
- (2) 部活動については、当面、時間短縮を継続する。
  - ・ 平日は1時間程度
  - ・ 土日は2時間程度

【期間】 10月1日(金)から10月14日(木)まで